

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の親族的身分関係を届出に基づき登録し、公証するため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 本籍・国籍、4 住所・住定年月日、5 生年月日、6 父母及び養父母との続柄、7 夫婦関係、8 戸籍に入った原因及び年月日、9 不受理申出の有無、10 後見開始の審判の有無、11 破産宣告の有無、12 在外選挙人登録情報	
記録範囲	三田市に本籍を有する者、三田市に届出した市外に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	収集の相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（戸籍法に基づく届出人、他市区町村） 収集の手段 戸籍法に基づく届出（窓口、郵送）、他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三田市役所総務部総務課 （所在地）〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1項（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		